予算審查特別委員会

令和4年3月10日(木曜日)

- 1. 開 会
- 1. 議案第20号の審査
- 1. 議案第21号の審査
- 1. 議案第22号の審査
- 1. 議案第23号の審査
- 1. 議案第24号の審査
- 1. 議案第25号の審査
- 1. 議案第26号の審査
- 1. 議案第27号の審査
- 1. 閉会について
- 1. 閉 会

午前10時開会

出席委員(12名)

黒	澤		朗	君		涌	澤	義	和	君
竹	中	弘	光	君		佐々	木	敏	雄	君
佐々	木	みさ	至子	君		稲	葉		定	君
伊	藤	雅	_	君		久			勉	君
杉	浦	謙	_	君		大	泉		治	君
鈴	木	英	雅	君		後	藤	洋	_	君

欠席委員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤	釈 雄	君	副 町 長	髙	橋	宏 明	君
総 務 課 参 事 兼 課 長	髙橋	貢	君	総 務 課 新型コロナウイルス感染症対策室長	徳	Щ	裕 行	君
企 画 財 政 課 参 事 兼 課 長	大 崎	俊 一	君	まちづくり推進課長	熱	海	潤	君
税務課長	紺野	哲	君	町民生活課長	今	野	優 子	君
町民医療福祉センター長	大 友	和夫	君	国民健康保険病院事務長	吉	名	正彦	君
国民健康保険病院 総務管理課長	阿 部	雅裕	君	福祉課長	木	村	智香子	君
福 祉 課 子育て支援室長	佐藤	明美	君	健 康 課 長	木	村	治	君
農林振興課長	三浦	靖 幸	君	建設課長	小	野	伸 二	君
上下水道課長	岩渕	明	君	会計管理者兼会計課長	高	橋	由香子	君
農業委員会会長	畑 岡	茂	君	農業委員会事務局長	菊	池	茂	君
教育委員会教育長	柴	有 司	君	教 育 総 務 課 長 兼給食センター所長	内	藤	亮	君
生涯学習課長	鈴 木	久美子	君	代表監查委員	遠	藤	要之助	君

事務局職員出席者

事務局長 荒木達也 総務班長 金山みどり

②開議の宣告 (午前10時)

〇委員長(杉浦謙一君) 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

◎議案第20号の審査

○委員長(杉浦謙一君) これより、議案第20号 令和4年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算の審査を行います。

説明を求めます。担当課長から順次説明願います。健康課長。

○健康課長(木村 治君) おはようございます。

それでは、令和4年度の涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算について説明したいと思います。

初めに、定例会資料2の7ページをお開き願いたいと思います。

令和4年度の療養給付費等の積算につきましては、これまでの療養給付費の実績、あと被保険者の動向を踏ま えまして、県が算出した普通交付金を基準に算出しているところでございます。

下の表、世帯数、被保険者数の推移を見ていただきたいと思います。令和4年度の当初予算の年平均被保険者数の見込みになりますが、国保会計の歳出に計上しております県に納付する国保事業費納付金の算定時に使用された、県が示した被保険者数3,812人を計上しております。

上の表に戻っていただきまして、療養給付費等につきましては、これまでの療養給付費等の実績に基づき、県 が示したものを基準に算出したものでございます。

令和4年度当初予算の予算計上額についてですが、昨年度当初と比較しますと、平均保険者数は年々減少して おりますが、療養給付費に係る1人当たりの給付費については伸びているところでございます。総額13億6,622 万1,000円で当初予算を計上しております。

なお、決算見込額では、2月支払い分の療養給付費において高額レセプトが多数発生したことにより、1人当たりの給付が伸びている状況でございます。近年は、医療の高度化や高額医薬品の使用等により費用額が増加しており、また令和3年度は令和2年度と比較し、費用額200万円以上の高額レセプトが多数発生しているところでございます。疾病内容につきましては、心臓疾患の循環器系疾患、あとはがん、慢性腎不全等によるものが多く見受けられるところでございます。

それでは、国民健康保険の予算書にお戻り願いたいと思います。

6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

- 〇委員長(杉浦謙一君) 税務課長。
- **〇税務課長(紺野 哲君)** よろしくお願いします。

6ページ、7ページ、歳入の1款国民健康保険税でございます。国民健康保険税の総額は3億2,613万9,000 円で、対前年度比1,242万9,000円、4.0%の増となっております。 内訳につきまして、現年課税分のみを、まず説明いたします。

1目1節一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分では、特別徴収、普通徴収、合わせまして1億8,670万円となり、対前年度比1,380万円の増となりました。令和4年度では、2年度、3年度と続けました均等割7,000円の軽減を通常ベースに戻しておりますので、その影響による増と考えております。

次に、3節後期高齢者支援金分現年課税分ですが、特別徴収、普通徴収、合わせまして8,960万円、対前年度 比280万円の減となりました。医療給付費分後期高齢者支援金分では、さきに条例改正で可決いただきました未 就学児均等割額の軽減を実施いたしますが、当町では国での2分の1軽減策に町独自の支援策を追加し、未就 学児均等割の全部を減額するものでございます。

次に、5節介護納付金現年課税分は2,550万円、対前年度比130万円の減となりました。

それぞれの滞納繰越分につきましては、過去の収入状況などを勘案し、計上するものでございます。

次の2款使用料及び手数料1項1目督促手数料は、前年度同額で計上しております。

終わります。

○健康課長(木村 治君) それでは、8ページ、9ページをお開き願います。

4款2項1目1節普通交付金13億7,043万3,000円につきましては、葬祭費及び出産育児一時金を除く保険給付費に係る費用について、県から普通交付金として交付されるものでございます。

2節特別交付金3,532万円については、令和3年度の実績見込みでそれぞれ計上しておりますが、内訳として、①保険者努力支援交付金827万5,000円は、市町村ごとの医療費適正化事業の取組状況を点数化し、それに応じて県から交付されるものでございます。次、②特別調整交付金1,400万円については、保健事業等の実績に基づき交付されるものでございます。③県繰入交付金734万7,000円については、県評価による保険者努力支援的な交付金として交付されるものでございます。④特定健康診査等負担金569万8,000円については、特定健康診査及び保健指導に要する費用の3分の2相当分が交付されるものでございます。

次、5款財産収入5万円については、基金利子を前年と同額を計上するものでございます。

6款1項1目一般会計繰入金については、低所得者に対する保険税軽減補塡分等の国・県負担金及び各事業の 運営費や出産育児一時金に対する法定分として、一般会計から1億2,774万9,000円を予定するものでございま す。

2項基金繰入金2,475万2,000円、対前年度比1,778万1,000円の減額につきましては、令和2年度から2か年にかけて実施したコロナウイルス感染症に係る町独自の支援策として保険税均等割の一部を減税するため、基金を活用し運営していくことによる影響額になっているところでございます。

次、10ページ、11ページをお開き願います。

7款繰越金及び8款諸収入につきましては、前年度と同額を計上しているところでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。

歳出のほうになります。

1款1項1目一般管理費411万2,000円については、保険証の更新事務等に係る事務経費を計上しております。 なお、対前年度比259万5,000円の減額については、令和3年度に税制改正に係るシステム改修委託料200万円の 支出があったためでございます。 2目連合会負担金183万9,000円については、国保連合会の負担金になります。 終わります。

○税務課長(紺野 哲君) 2項徴税費につきましては、前年度同様の計上といたすものですが、14ページ、15ページをお開き願います、賦課徴収費の12節の①委託料で、未就学児均等割軽減に対応するシステム改修として220万円を計上しております。

次の納税貯蓄組合補助金は、組合数減少により、前年度比3万4,000円減の3万2,000円の計上でございます。 終わります。

〇健康課長(木村 治君) 3項運営協議会費13万8,000円については、国保運営協議会に係る経費を計上しております。

2 款保険給付費 1 項療養諸費につきましては、先ほど定例会資料で説明いたしましたので、割愛させていただきます。

なお、2目退職被保険者等療養給付費については、過年度分の遡及対応を含め、10万円を計上しているところでございます。

16ページ、17ページをお開き願います。

5 目審査支払手数料381万1,000円につきましては、国保連合会に支払う審査手数料になります。 1 件当たり 62.61円になります。

3項葬祭諸費200万円については、1件5万円の葬祭費40件を計上しております。

4項高額療養諸費につきましては、定例会資料を参照していただければと思いますので、割愛いたします。

3目一般被保険者高額介護合算療養費については、前年度同額30万円を計上しております。

2 目退職被保険者等高額療養費及び4 目退職被保険者等高額介護合算療養費については、過年度分の遡及対応 を含め、1万円を計上しているところでございます。

18ページ、19ページをお開き願います。

5項移送費につきましては、前年度と同額10万円を計上しております。

6項出産育児一時金630万円につきましては、1件42万円の15人分を見積りをしたものでございます。

また、2目支払手数料4,000円については、国保連合会に支払う審査手数料になります。1件当たり210円になります。

3款国民健康保険事業費納付金4億3,423万9,000円につきましては、県が保険給付費等を推計し、各市町村の医療費水準や所得水準等を考慮して納付金を算定いたします。当町の令和4年度納付金については、県から示された額に基づき、医療分、後期高齢者支援分、介護納付分をそれぞれ区分ごとに計上しているところでございます。

20ページ、21ページをお開き願います。

4 款共同事業拠出金1,000円につきましては、遡及分に係る退職者医療制度の対象者を把握するため、年金受給者一覧表に係る費用を国保連合会と共同で費用負担するものでございます。

次、6款保健事業費につきましては、被保険者の健康増進を図るための経費になります。

2項1目保健衛生普及費78万4,000円については、健康推進員が各地域において開催いたします健康づくり事

業等に対する事業費になります。令和3年度におきましても、令和2年度と同様にコロナウイルス感染症の影響から大人数での健康教室の開催が困難であり、参加人数を縮小し短時間で実施するなど、感染症対策を行いながら各地域工夫して活動しているところでございます。

6目医療費適正化対策事業費217万1,000円につきましては、国の保険者努力支援交付金の評価対象であります、重複・多剤者に対する保健指導や医療費通知による適正受診の勧奨などの事業を行い、医療費の適正化に努めているところでございます。

次、22ページ、23ページをお開き願います。

3項1目健康管理センター事業費、細目2施設管理経費403万6,000円につきましては、施設管理に要する経費を国保病院と案分して計上しているところでございます。

24ページ、25ページをお開き願います。

2目歯科保健センター事業費110万8,000円につきましては、歯科保健事業に係る経費になります。歯科保健 事業においては、保育・教育機関をはじめ、地域の様々な場所におきまして、口腔ケアや口腔機能維持対策事 業を実施しているところでございます。また、令和元年度から始まった妊婦歯科健診を継続して実施するもの でございます。

次、26ページ、27ページをお開き願います。

3目、細目2特定健康診査事業費2,852万6,000円につきましては、特定健診及び保健指導等に係る経費になります。令和3年度の特定健診の受診率につきましては、令和2年度と比較し伸びているところではございますが、令和2年度と同様にコロナの影響から受診控えがあり、例年よりは低い状況になっているところでございます。また引き続き受診率向上に向けて事業に取り組んでいきたいと考えております。なお、受診率等につきましては、皆様にお渡ししております保健活動計画、こちらのほうを参照していただきたいと思います。

また、令和4年度からは新規事業といたしまして、脳血管疾患での死亡を減らすため、早期発見・早期治療につながるよう、脳ドックの助成をいたします。対象につきましては、国保加入者で40歳以上65歳までの5歳刻みの方で、国民健康保険病院の脳ドックを受けた方を対象に1万円を限度に助成を行うものでございます。

次、7款基金積立金につきましては、繰越金の2分の1及び基金利子を積立てするものでございます。 28ページ、29ページをお開き願います。

8款諸支出金1項償還金及び還付加算金につきましては、前年度と同額を計上するものでございます。

2項繰出金1目直営診療施設勘定繰出金400万円につきましては、国保病院で行う各種事業に対する繰出金になります。なお、この繰出金につきましては、特別交付金で歳入が見込まれるものでございます。

9 款予備費につきましては、県に支払いをする事業費納付金の約1000分の5を基準にしているため、令和4年度におきましては217万1,000円を措置するものでございます。

以上で説明を終わります。

- ○委員長(杉浦謙一君) これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。13番後藤洋 一君。
- O13番(後藤洋一君) 13番後藤です。おはようございます。

今、課長のほうからいろいろ説明を受けた中での、特定健康診査等事業費の2節の特定健康診査事業費、今お

聞きすると、なかなかこのコロナの状況によって思うような、特定健診が大きく伸びないと。そして、今後新たに、施政方針でも町長がお示ししましたが、脳ドック。ある程度分かっているんですが、新たなそういう事業に取り組むのになぜこのように、もっと早くできなかったんでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

- 〇委員長(杉浦謙一君) 健康課長。
- **〇健康課長(木村 治君)** 脳ドックの助成につきましては、以前から議員さん方からいろいろとご質問等いただいているところでございました。それで、今回実施いたしますのは、国民健康保険病院のほうで脳ドック検診を行うということがありましたので、それに合わせこちらのほうも助成をしていきたいというところで、今回、令和4年度から新規で事業を実施することになりました。以上です。
- 〇委員長(杉浦謙一君) 13番後藤洋一君。
- ○13番(後藤洋一君) よくいろいろな方にお聞きするんですが、国民健康保険に入ってですね、やはりそういった国民健康保険病院としての位置づけの中で、やはりそういった、まあ、医師の確保等にもよることが非常に大きいと思いますが、町民の生命を守るということからすると、やはり一番大事なのは早期発見・早期治療、そういうところに昨年あたりからそういう兆しが、光明が見えてですね、涌谷町の国保病院も、今後の将来についても、やはり涌谷町の町民の方の生命を守るということでいえば、やはりもっともっと幅広く声をかけ、いろいろな方にやっぱり、民生委員なり自治会等の区長さん等もいますけれども、場合によっては、いろいろな事業するための方向としての、お金もかかると思いますけれども、そういったところの、国民健康保険に加入している人のための、例えば財調を取り崩してそういういろいろな報道、PRするとか、もっともっと幅広く町民の方に報告といいますか、説明していくのも今後必要になってくるというふうに思いますが、その辺についてはいかがですか。
- 〇委員長(杉浦謙一君) 健康課長。
- **〇健康課長(木村 治君)** そういったいろいろな事業、新規事業を行うに当たっては、当然、ホームページとか 広報等で周知していきたいと考えているところでございます。

あと、その基金の留保の関係もありますが、コロナの関係で、令和2年度と令和3年度においてはその基金を活用し、保険税の均等割の減免のほうに活用させていただいたというところでございます。それで、そのほか、令和4年度につきましては、新たに新規事業といたしまして脳ドックを受けた方については脳ドック助成、こちらも基金を活用して実施していきたいと考えております。

また、税務課長のほうからも説明ありましたが、令和4年度にまた新たに未就学児に対する均等割の軽減、やるということだったんですけれども、涌谷町も独自でその全額、未就学児の均等割が軽減するような措置をするということも話があったと思いますが、それについてもこちらの基金を活用して実施するということで今考えているところでございます。

基金については、今5億円強ありますけれども、県が推奨している金額については、保険給付費の大体3か月分ということで、約3億円程度あればいいということではございますが、やはりちょっと今後ですね、被保険者数は減少する傾向でありますけれども、1人当たりの医療費というのは上昇傾向にあるということもございますので、その辺は医療費給付費の動向を注視しながら、今後県に納める納付金のためにもある程度留保しておく必要がありますし、それに併せて国からの交付金等、そういった獲得に努めまして、今後も国保の安定的

な運営に引き続き努めていきたいとは考えているところでございます。以上です。

- 〇委員長(杉浦謙一君) 13番後藤洋一君。
- ○13番(後藤洋一君) はい、13番です。確かに、これからのそういった高齢化なり人口減少の中でも、当然、 幼児なり小さいお子さんのためにも、いろいろな形で院内挙げて取り組むこと自体が病院の運営にも大きく私 は影響してくると、このように思います。ですから、これは病院だけに限らず、町としても、我々議会として も、やはり多くの方が国保病院を利用して、そしてやはりその健診なり特定健診を受ける、そういうふうなこ とに大きく働きかけをしていって、ぜひとも少しでも病院の運営に影響するような、そういうことになるよう に、最後にセンター長にその辺のお話聞いて終わりにしたいと思います。
- ○委員長(杉浦謙一君) 医療福祉センター長。
- ○町民医療福祉センター長(大友和夫君) ご意見ありがとうございます。いろいろな検診の拡大ということをいろいろ考えていて、やっと脳ドックも、令和元年度からというふうな予定でおりましたけれども、なかなか資金面などを考えると無理な面があって遅れてしまいましたけれども、一応、脳神経外科の先生も来ていただいて、その経費が節減できて脳ドックができるというふうな状況になりましたので、一応始めることにしました。今後も、透析等も含めましていろいろな設備を拡充して、町民のためになるような国保病院にしていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。
- ○委員長(杉浦謙一君) ほかにございませんか。6番稲葉 定君。
- O6番(稲葉 定君) ただいまの13番委員の質問に関して、もう少しお尋ねしたいと思います。

先ほどの課長の答弁で、財調が5億円強あると。まあ、聞かなくても分かっていたんですけれども、その5億円強ある財調なので、これからさらに積み増しということは余り考えなくてもいいと思うんです。この町民1人当たり、財調に幾らかと考えたときにはそうなんだけれども、ということは、財調はあるにも、脳ドックしたりして有効に使うんだという説明だったんだけれども、脳ドックに限らず、例えば人間ドックとか。宿泊の人間ドック、研修館なんか使えばできるはずだし、手厚い検診というか、そういうメニューをいっぱい考えていけば、最後には高額レセプトが発生するんだという、さっきそれも説明あったんだけれども、そういう人の防止にも役立つので、結局は巡り巡って健康保険勘定がよくなるというか、そういうサイクルになると思うんです。その辺は考えたことはないでしょうか。

- 〇委員長(杉浦謙一君) 健康課長。
- 〇健康課長(木村 治君) お答えいたします。

保険の特定健診の受診率向上に向けては、いろいろな取組を実施しているところでございます。基金を使って、 今回、脳ドックをさせていただくことになりますが、それ以外にも特定健診に係る若年者健診とか、あとは節 目人間ドック、そういったところにも国民健康保険の助成をしているような状況になります。

受診率向上を行うことによって、住民の病気の早期発見にもつながるというところでございますので、引き続き継続して受診率向上に向けて取り組んでいきたいと考えておりますが、今、特定健診受診率が令和3年度は47.3%ぐらいでして、例年ですと50%を超えていたところではございましたけれども、ここ数年、コロナの影響でどうしても受診控えとかがあってなかなか伸びていないというような状況ではございますけれども、令和4年度につきましても引き続き、受診率目標が59%で考えておりますので、それに向けて事業を取り組んでい

きたいと考えているところでございます。以上です。

- 〇委員長(杉浦謙一君) 6番稲葉 定君。
- ○6番(稲葉 定君) 確かに、特定健診というか、その受診率が落ちたというのは残念ではあるんですけれども、 それはそれなりの町民の方の考えも少しは反映されているんでしょうけれども、特定健診の受診につなげる努力は当然していただかないと困るんですけれども、特定健診と別に節目人間ドックの話も出ました。節目人間ドックは例えば5年置きなんだけれども、もっと、3年ぐらいに縮めて受診勧奨をするとか、とにかく町民の健康と命を守るのが保険であり、病院の話ではないですけれども、病院であるので、健康課の役目、役割として町民の健康を守るということを考えれば、いろいろなそういった受診の機会を増やすということは大事だと思うんですけれども、そういった考えは今のところないのかな。どうでしょうか。
- 〇委員長(杉浦謙一君) 健康課長。
- 〇健康課長(木村 治君) お答えいたします。

受診率向上に向けては、新たな取組も考えていかなければならないと思っているところでございますので、それについては、今年は脳ドックとか新規事業でやりますけれども、今後、そういったことを踏まえまして検討させていただきたいと考えているところでございます。以上です。

- 〇委員長(杉浦謙一君) 6番稲葉 定君。
- ○6番(稲葉 定君) 財調の話にまたもう少し戻っていくんだけれども、財調があるので、例えばよそでは全然 聞いたこともないんだけれども、例えば眼科検診だとか、今、眼科の先生いるのでそういったことなんかも考 えてもいいのかなという気も、眼科に限ったことではないんだけれども、ほかでやっていないメニューも考え てもいいんじゃないかと思うので、少しその辺も考えてみたらいかがかなと思います。
- 〇委員長(杉浦謙一君) 健康課長。
- **〇健康課長(木村 治君)** 今、眼科ということもございましたので、多分国保、国民健康保険病院とのも、連携してですね、眼科、国保病院もありますけれども、町内の眼科、医療機関もございますので、そういった部分も含めまして、今後連携して取り組んでいきたいと考えております。以上です。
- ○委員長(杉浦謙一君) ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長(杉浦謙一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○委員長(杉浦謙一君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第20号 令和4年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○委員長(杉浦謙一君) 起立全員であります。よって、議案第20号 令和4年度涌谷町国民健康保険事業勘定 特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第21号の審査

○委員長(杉浦謙一君) これより、議案第21号 令和4年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算 の審査を行います。

説明を求めます。担当課長から順次説明願います。税務課長。

○税務課長(紺野 哲君) それでは、令和4年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算について説明申し上げます。

予算書6ページ、7ページをお開き願います。

歳入、1 款後期高齢者医療保険料、保険料総額は1億2,267万6,000円、対前年度比94万4,000円の増となりました。令和3年度の実績見込みなどから積算したものでございます。

内訳ですが、1目1節特別徴収保険料の現年度分は9,600万円、対前年度比100万円の減、2目1節普通徴収保険料の現年度分2,630万円、対前年度200万円の増となっております。

滞納繰越分につきましては、収入状況等を勘案し、計上したものでございます。

次の2款使用料及び手数料2目督促手数料は、前年度同額で計上しております。

終わります。

〇健康課長(木村 治君) 次に、3款1項1目1節保険基盤安定繰入金5,308万6,000円については、低所得者 に係る保険料軽減補填分の繰入金になります。

2 節その他一般会計繰入金516万円については、後期高齢者医療保険の事務を進める上での一般管理経費及び 徴収事務経費について、一般会計から繰入金として計上するものでございます。

次に、4款繰越金につきましては、歳入の科目設定をするものでございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

5 款諸収入についてですが、1項1目延滞金は前年度と同額に5,000円を計上し、次の2項償還金及び還付加 算金から4項雑入まで、それぞれ科目設定をするものでございます。

次の10ページ、11ページをお開き願います。

歳出のほうになります。

1款1款1項1目、細目2一般管理経費213万3,000円、対前年度94万9,000円の増額につきましては、令和4年10月より医療費の窓口負担割合が2割負担の施行に伴い、被保険者証を2回更新作業するに当たり、通信運搬費を増額するものでございます。

2項1目、細目1徴収事務経費175万1,000円については、主に電算処理業務委託料の事務経費になるところでございます。

次に、2款1項1目、細目1後期高齢者医療広域連合納付金5,308万6,000円につきましては、低所得者に係る保険料軽減補填分として、一般会計から繰入れした保険基盤安定負担金を広域連合に納付するものでございます

次に、細目2後期高齢者医療広域連合保険料納付金1億2,268万1,000円につきましては、歳入の後期高齢者

医療保険料分を広域連合に納付するものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。

3 款諸支出金30万1,000円及び次の4款予備費100万円につきましては、前年度と同額を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

〇委員長(杉浦謙一君) これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長(杉浦謙一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○委員長(杉浦謙一君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第21号 令和4年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算の採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長(杉浦謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第21号 令和4年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第22号の審査

〇委員長(杉浦謙一君) これより、議案第22号 令和4年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算の審査を行います。

説明を求めます。担当課長から順次説明願います。

〇健康課長(木村 治君) それでは、令和4年度介護保険事業勘定特別会計予算について説明申し上げます。 初めに、4ページをお開き願います。

債務負担行為になります。令和4年度から2か年にかけて実施する、第9期介護保険事業計画策定業務に係る 委託料について行うものでございます。

期間については令和5年度で、限度額については267万3,000円にいたすものでございます。

次の8ページ、9ページをお開き願います。

歳入のほうから説明いたします。

初めに、令和4年度介護給付費の積算根拠になりますが、令和3年度の給付実績を見込みまして平成30年度から令和2年度までの過去3年間の平均伸び率を積算し、今回算定しているところでございます。サービス内容ごとに差はございますが、全体で2.45%程度の伸び率を見込み、今回、介護給付費については予算化したところでございます。

終わります。

○税務課長(紺野 哲君) 8ページ、9ページをお開きください。

歳入、1 款保険料でございます。総額は3億8,562万4,000円、対前年度比34万6,000円、0.1%の減となって おります。

内訳ですが、1節特別徴収保険料、現年度分は3億5,900万円、対前年度比300万円の減、2節普通徴収保険料の現年度分は2,510万円、対前年度比2,400万円の増となっております。

滞納繰越分につきましては、収入状況等を勘案し、計上いたしたものでございます。

2款使用料及び手数料、督促手数料は前年度同額の措置でございます。

終わります。

〇健康課長(木村 治君) 次に、3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金3億648万9,000円につきましては、 国の法定負担割合分、固定分として、施設サービス分が給付費の15%、その他居宅サービス分が給付費の20% を計上しております。

次に、2項国庫補助金1目調整交付金9,948万5,000円につきましては、国の法定負担割合変動分として総給付費の6.28%を計上しております。

2目地域支援事業交付金1節介護予防・日常生活支援総合事業分1,076万8,000円については事業費の25%で、次のページ、10ページ、11ページをお開き願います、2節その他地域支援事業分2,075万8,000円については事業費の38.5%、それぞれ交付割合分を計上しているところでございます。

次に、5目保険者機能強化推進交付金及び6目介護保険保険者努力支援交付金につきましては、市町村ごとの 介護予防の推進などの取組状況を点数化し、それに応じて国から交付されるもので、令和4年度については科 目設定しているものでございます。

次に、4款県支出金1項1目介護給付費負担金2億5,804万3,000円につきましては、県の法定負担割合分として、施設サービス分が給付費の17.5%、その他居宅サービス分が給付費の12.5%を計上しております。

次、2項1目地域支援事業交付金1節介護予防日常生活支援総合事業分538万2,000円については事業費の12.5%、2節その他地域支援事業分1,037万8,000円については事業費の19.25%、それぞれ交付割合分を計上しております。

次、5款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金4億6,899万7,000円及び2目地域支援事業支援交付金1,162万9,000円については、支払基金の法定負担割合分として給付費の27%を計上しております。この交付金については、40歳から64歳までの2号被保険者保険料の介護分として納めた保険料が交付されるものでございます。

6款財産収入は、基金利子になります。

次の12ページ、13ページをお開き願います。

7 款繰入金1項1目介護給付費繰入金2億1,712万8,000円につきましては、町の法定負担割合分として給付費の12.5%を計上しております。

2目地域支援事業繰入金1節、①介護予防・日常生活支援総合事業費繰入金538万2,000円については事業費の12.5%、②その他地域支援事業費繰入金1,037万8,000円については事業費の19.25%、それぞれ町の法定負担割合分について計上しております。

3目その他一般会計繰入金1節、①職員給与費等繰入金955万2,000円につきましては、職員人件費に係る繰入金になります。対前年度631万7,000円の減額については、担当職員が3名から2名、1名減によるものでございます。次に、②事務費繰入金2,399万3,000円につきましては、介護保険業務に係る事務経費の繰入金になります。対前年度比406万1,000円の増額については、主な要因ですが、令和4年度から2か年にかけて実施する第9期介護保険事業計画策定業務に係る委託料を予算措置したものでございます。

4目低所得者保険料軽減繰入金2,172万9,000円につきましては、低所得者に係る保険料軽減補填分の負担金として、国2分の1、県4分の1、町4分の1、それぞれ法定負担割合分として繰入れするものでございます。 2項基金繰入金236万4,000円につきましては、財源調整分として繰入れするものでございます。基金繰入れ 後の基金残高見込額については、1億7,874万4,000円になります。

次に、8款繰越金は、前年度からの繰越金を計上しております。

9款諸収入になります。14ページ、15ページをお開き願います。

1項1目第一号被保険者延滞金5,000円及び2項預金利子につきましては、前年度と同額を計上しているところでございます。

終わります。

○福祉課長(木村智香子君) 3項1目1節、①介護予防支援サービス計画費収入885万2,000円につきましては、介護予防支援費の計画作成に対する収入を見込むもので、件数の減により、対昨年度55万8,000円の減額でございます。

次の5項1目1節、③成年後見申立求償金につきましては、科目設定でございます。 終わります。

〇健康課長(木村 治君) 次、4節要介護認定調査委託金4,000円につきましては、町外の保険者から介護認定 調査の依頼を受けた場合の調査費を計上するものでございます。

3 目第三者納付金30万円につきましては、交通事故など第三者行為による納付で、前年度と同額を計上する ものでございます。

次の16ページ、17ページをお開き願います。

歳出のほうになります。

1款1項1目、細目2一般管理経費695万円、対前年度比381万6,000円の増額になりますが、主な要因といた しましては、先ほどもお話ししましたが、令和4年度から2か年にかけて実施する第9期介護保険事業計画策 定業務に係る委託料を予算措置したものでございます。令和4年度につきましては、高齢者及び介護家族の実 態調査としてアンケート調査を実施するものでございます。

18ページ、19ページをお開き願います。

○税務課長(紺野 哲君) 2項徴税費、賦課徴収事務経費については、前年度同様に年間の事務経費等を計上しております。

終わります。

〇健康課長(木村 治君) 次、3項介護認定審査会費、4項介護認定調査費につきましては、それぞれ前年度と同様に年間の事務経費について予算計上するものでございます。

20ページ、21ページをお開き願います。

2 款介護給付費になりますが、1項介護サービス等諸費から、次の22ページ、23ページをお開き願います、 2項介護予防サービス等諸費、3項その他諸費、4項高額介護サービス等までは、令和3年度の給付実績見込 みに平成30年度から令和2年度の3年間の平均伸び率を積算し、全体で2.45%程度の伸び率を見込んで、今回、 保険給付費を予算計上したところでございます。終わります。

すみません、4款ですね、基金積立金1,000円につきましては、預金利子分を計上しております。なお、令和 4年度の当初におきましては、財源不足として236万4,000円を基金取崩し、運営するものでございます。

24ページ、25ページをお開き願います。

○福祉課長(木村智香子君) 5款になります、地域支援事業費でございます。1億586万円につきましては、対前年度205万1,000円の減額となります。地域支援事業費の目的は、被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するものです。

それでは、1項1目、細目2介護予防・生活支援サービス事業費3,446万1,000円ですが、要支援1、2の方の訪問型・通所型サービス事業費で、見込みにより対前年度106万4,000円の減額となっております。

次の2目、細目2介護予防ケアマネジメント事業費3万6,000円は、対前年度382万7,000円の減額で、令和2年度中に委託料を科目変更したためでございます。

2項1目、細目2一般介護予防事業525万2,000円は、介護予防のための経費で、対前年度42万9,000円の減額となっております。地域介護予防活動支援事業補助金で、敬老事業の拡充による増額があったものの、認知症関係事業を別科目へ移行したことの減額が要因となっております。

3項1目、細目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費924万6,000円です。対前年度359万5,000円の 増額ですが、介護予防ケアマネジメント委託料を科目変更し、介護予防支援事業委託料に合わせて計上したた めに増額となっております。

次のページになります。

2目、細目2認知症総合支援事業費527万5,000円は、認知症に係る総合的な支援を行う事業で、認知症初期 集中支援チームの運営や認知症サポーター養成、認知症カフェ等の開催に要する費用を計上しております。今 年度、会計年度任用職員の経費の増額と一般介護予防事業費から一部事業を移行しているため、対前年度494万 2,000円の増額となっております。

3目、細目2在宅医療・介護連携推進事業4万3,000円につきましては、在宅における医療と介護の連携を図るための事業になります。対前年度50万円の減額は、昨年度、美里町と共同で啓発パンフレットを作成した分の減額となります。

4目、細目2生活支援体制整備事業費800万円につきましては、地域共生社会の実現に向けて、地域づくりのための事業を社会福祉協議会へ委託し、実施いたすものです。昨年度と同額を計上しております。具体的な事業といたしましては、わくやまるごと会議、わくや地域福祉フォーラム、おらほの支え合い活動、暮らしの安心見守りサポートブック発行、災害時の要支援者マップ作成などを地域の住民と共同で作成、実施いたすもので、今年度からは商工会からの申出による商店での見守りの活動へも広がっております。

次のページになります。

6 目、細目 2 総合相談事業費263万1,000円は、地域包括支援センターの人件費と運営経費を計上しております。 9 万6,000円の減額となっております。

7目、細目2任意事業費663万2,000円は、介護地域支援事業の任意事業に係る経費を計上しております。対前年度103万4,000円の増額につきましては、配食サービスの人件費等の経費負担により、委託料を増額しておりますことが要因となっております。

4項1目、細目1審査支払手数料12万6,000円につきましては、介護審査手数料でございます。 終わります。

〇健康課長(木村 治君) 次、6款諸支出金1項還付金及び還付加算金50万円及び7款予備費150万円につきましては、前年度と同額を計上しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長(杉浦謙一君) これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。 [「なし」と言う人あり]

○委員長(杉浦謙一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○委員長(杉浦謙一君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第22号 令和4年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長(杉浦謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第22号 令和4年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

休憩します。再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

〔出席委員数休憩前に同じ〕

〇委員長(杉浦謙一君) 再開します。

◎議案第23号の審査

- ○委員長(杉浦謙一君) これより、議案第23号 令和4年度涌谷町水道事業会計予算の審査を行います。 説明を求めます。上下水道課長。
- 〇上下水道課長(岩渕 明君) それでは、議案第23号 令和4年度水道事業会計予算の説明を申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

第2条は、今年度の業務の予定量でございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、第1款水道事業収益は4億2,306万8,000円、第2款水道事業費用は4億 133万9,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、第3款資本的収入は4,573万5,000円、第4款資本的支出は1億3,180万6,000円とするものでございます。

括弧書きとして、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,607万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税収支調整額628万6,000円、過年度分損益勘定留保資金2,046万4,000円、当年度分損益勘定留保資金5,932万1,000円で補塡するものでございます。

なお、第2条から第4条の内容については、後ほど資料で説明いたします。

続きまして、2ページをお開き願います。

第5条は、企業債でございますが、生活基盤施設耐震化等交付金事業の財源に2,000万円、老朽管等更新事業の財源として1,000万円を限度額として借入れするものでございます。

第6条は、各項間の経費の流用を定めるものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費で、職員給与費の2,681万1,000円について 定めたものでございます。

第9条は、他会計からの補助金の額でございますが、10万9,000円とするものでございます。

それでは、改めて予算第2条から第4条について説明いたしますので、定例会3月会議資料の9ページをお開き願います。

まず、左上の業務量等でございます。給水戸数につきましては、前年度同数の5,800戸、年間予定配水量については前年度比5,000立方メーター減の140万7,000立方メートルを見込んでおりますが、老朽管の更新や漏水箇所の修理を進めてきていることを加味しているものでございます。その内訳といたしまして、大崎広域水道からの受水量を5,000立方メートル減の139万5,000立方メートルとするものでございます。年間の予定給水量は有収水量となるものでございますが、前年度同数の117万5,000立方メートルを見込んでおります。その結果、有収率は83.5%を見込んでおります。

次に、2の主な工事の説明でございます。なお、主な事業概要の54ページ、55ページにも掲載しておりますので、併せてご覧いただければと思っております。

令和4年度の建設改良事業の工事請負費といたしましては、生活基盤施設耐震化等交付金事業として玉崎山地内ほか配水管布設替え工事と、その舗装復旧工事を予定しております。右側にある予定箇所図の①と②でございます。上郡地区への配水量の確保と指定避難場である、さくらんぼこども園への配水管の耐震化として実施しております。補助率は4分の1でございます。

次に、老朽管等更新事業は町の単独事業となりますが、③の桜町裏地内の配水管布設替え工事を実施いたします。また、④の九軒地内水管橋移設工事と⑤の名鰭地内配水管布設替え工事は、県で実施している農地整備事業において水路の布設の際に支障となることから、県からの依頼に基づき移設するものでございます。その他、⑥の菅の沢地内水管橋布設替え工事と⑦岸ケ森西地内舗装復旧工事を実施する予定でございます。

一番下のところ、委託料になりますが、桜町裏地内、九軒地内、名鰭地内の工事について設計委託をするものでございます。これらに対し、総事業費は8,362万円でございます。

次に、資料10ページをお願いいたします。

まず、左側にあります、3の収益的収入及び支出でございます。

なお、予算書につきましては、23ページからの実施計画説明書の内容となります。

1 款水道事業収益でございますが、4億2,306万8,000円、前年度比431万1,000円減を見込んでおります。

1項営業収益のうち、1目給水収益は3億9,200万円、前年度同額を見込んでおります。

3目その他営業収益554万1,000円、31万4,000円の減は、設計審査手数料等と下水道使用料収納業務の見込みでございます。

2項営業外収益は2,552万7,000円、10万3,000円増でございます。

次に、支出、2款水道事業費用になりますが、4億133万9,000円、前年度比1,163万6,000円減を見込んでおります。

1 項営業費用 3 億8,593万6,000円、1,090万7,000円減のうち、1 目原水及び浄水費におきましては、大崎広域水道からの受水量の減少などで50万1,000円減。

2目配水及び給水費におきましては、管路台帳等修正業務や水質検査業務の委託料において契約額の上昇が見込まれるため、80万円の増。

4目総係費においては、主に当初予算計上時の職員数が前年度から1名減となったことにより、838万4,000 円の減となっております。

2項営業外費用1,490万3,000円、72万9,000円の減は、1目支払利息で117万6,000円の減、2目消費税及び地 方消費税で44万7,000円の増を見込んでおります。

4項予備費50万円は、昨年度同額でございます。

このことから、収益的収支は税込みで2,172万9,000円の黒字、税引き処理後の当年度純利益は、昨年度比803万円増の1,544万3,000円を見込んでおります。

続いて、資料右側、4の資本的収入及び支出になります。

3款資本的収入でございますが、4,573万5,000円、昨年度比441万9,000円の減を見込んでおります。

1項企業債3,000万円と2項国庫補助金875万円は、先ほど説明いたしました建設改良事業に充てるもので、 国庫補助金は生活基盤施設耐震化等交付金事業費の4分の1相当でございます。

3項出資金73万6,000円は、一般会計でもご説明いたしましたが、令和4年度から黄金山工業団地造成時に借入れした企業債元金の償還が始まることから、一般会計負担分として繰入れするものでございます。

4項工事負担金624万9,000円は、県営農地整備事業で、名鰭地区と九軒地区の配水管移設工事に係る県からの負担金として450万円及び水道加入金として174万9,000円を見込むものでございます。

次に、4款資本的支出になります。1億3,180万6,000円で、昨年度比294万9,000円減を見込んでおります。

1項建設改良費は8,414万8,000円で、昨年度比578万6,000円の減でございますが、先ほど説明いたしました 工事費と、それに係る諸費用及び水道メーターの購入費を見込んでおります。

3項企業債償還金は4,765万8,000円、前年度比283万7,000円増を見込んでおります。

以上、資本的収支は8,607万1,000円の赤字でございますが、補塡財源を充てるものでございます。

予算の説明は以上となりますが、この先、人口減少等で給水収益の減少が見込まれまして、経営環境は厳しくなってまいります。水道は重要な生活基盤でございますので、安定的に安全な水の供給のため、様々な方策で経営努力を続けてまいりたいと思っております。今後とも、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わります。

〇委員長(杉浦謙一君) これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長(杉浦謙一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○委員長(杉浦謙一君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第23号 令和4年度涌谷町水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長(杉浦謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第23号 令和4年度涌谷町水道事業会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第24号の審査

- ○委員長(杉浦謙一君) これより、議案第24号 令和4年度涌谷町下水道事業会計予算の審査を行います。 説明を求めます。上下水道課長。
- **〇上下水道課長(岩渕 明君)** それでは、議案第24号 令和4年度下水道事業会計予算の説明を申し上げます。 予算書1ページをお願いいたします。

第2条は、今年度の業務の予定量でございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、第1款下水道事業収益及び第2款下水道事業費用は4億6,987万2,000円 とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、第3款資本的収入は2億8,948万6,000円、第4款資本的支出は4億3,860 万円とするものでございます。

括弧書きとして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,911万4,000円は、当年度分消費税及 び地方消費税資本的収支調整額809万1,000円、過年度分損益勘定留保資金3,009万円、当年度分損益勘定留保資 金1億1,093万3,000円で補塡するものでございます。

なお、第2条から第4条の内容につきましては、後ほど資料でご説明申し上げます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

第5条は、企業債でございますが、表の上から、下水道事業債(公共汚水分)2,260万円と下水道事業債(農集排分)2,180万円は、それぞれ建設改良事業の財源の一部とするものでございます。下水道事業債(特別措置分)1,460万円、下水道事業(特別措置分借換債)860万7,000円、資本費平準化債(公共汚水分)4,000万円、資本費平準化債(農集排分)2,500万円は、元利の償還に充てるもので、全て合わせまして1億3,260万7,000円を限度額としまして、範囲の内で借入れするものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を5,000万円とするものでございます。

第7条は、各項間の経費の流用を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費の2,483万9,000円について 定めるものでございます。

第9条は、一般会計から収益的収入への補助金の額でございますが、1億8,785万1,000円になるものでございます。

それでは、改めまして予算第2条から第4条についてご説明申し上げますので、定例会3月会議資料の11ページをお開き願います。

まず、左上の1、業務の予定量等でございます。公共下水道の汚水事業でございますが、処理区域面積は276 ヘクタールでございます。処理人口は前年比25人増の4,920人を見込んでおります。年間の総処理水量は前年度 比1,000立方メートル増の51万3,000立方メートルを見込んでおります。使用料の収納率は1ポイント増の96% を見込んでおります。水洗化率は0.4ポイント増の70.3%を見込むものでございます。

次に、公共下水道の雨水事業につきまして、令和4年度末での処理区域面積は88へクタールとなり、排水路延長は、令和3年度補正予算での事業が完成いたしますと、737.8メートルになるものでございます。

続いて、農集排でございます。処理区域面積は363へクタールでございます。処理人口は前年同数の1,210人を見込んでおります。年間の総処理水量も、前年度同数の8万5,000立方メートルを見込んでおります。使用料の収納率は99%を見込んでおります。水洗化率は0.4ポイント増の63.4%を見込むものでございます。

次に、資料真ん中のところ、2の主な工事等の説明でございます。なお、主な事業概要を55ページから57ページにも掲載しておりますので、併せてご覧いただければと思います。

まず、公共汚水の管渠建設費でございます。①の公共下水道(花勝山)管渠移設実施設計業務についてでございますが、場所は涌谷浄化センター東側となります。資料は、下側にちょっと小さいんですが地図をつけておりましたので、併せてご覧いただければと思います。県営農地整備事業で圃場の区画が変わることにより、汚水管の移設を依頼されましたので、その実施設計を行うものでございます。計画延長は550メートルで、予算額1,200万円でございます。なお、事業費について、県で負担する分もございますが、工事の実施は令和5年度になりますので、令和4年度に一時的に手出しすることになり、工事完成後に精算で、資産減耗分相当額を除いた額を収入で見込むことになります。

②の汚水管渠工事の500万円は、例年同様に公共ますや私道内管渠の設置要望に対応するための予算でございます。③のマンホールポンプ場更新工事の280万円につきましては、汚水管渠の各所に設置してありますマンホールポンプ場の経年劣化に対応し機器類の更新を行うもので、町単独事業でございますが、企業債を財源として工事を実施するものでございます。

次に、処理場建設費でございます。令和2年度から、涌谷浄化センターストックマネジメント計画に基づき、計画的に機器類の更新を行っておるものでございます。そのうち、④の涌谷浄化センター改築更新設計業務の500万円は、令和5年度に予定しています機器類の更新工事のために実施設計を行うものでございます。⑤の涌谷浄化センター改築更新工事の2,290万円は、管理棟に建設当時から設置してあります空調設備に不具合が生じており、修理も困難であることから更新を行うものでございます。

次に、公共雨水でございますが、令和3年度補正予算でご説明申し上げましたもので、実際の工事が令和4年 度になることから掲載いたしております。

次に、農集排でございます。⑦と⑧は、平成30年度に策定しました農集排最適整備構想に基づき、国庫補助事業での施設の更新を準備してきたものでございますが、令和4年度から箟岳中央地区が事業採択されまして、今後3か年程度で事業を実施するものでございます。⑦の箟岳中央地区処理施設改築更新設計業務800万円は、処理場とマンホールポンプ場更新の実施設計を行うものでございます。⑧の箟岳中央地区処理施設改築更新工事3,100万円は、実施設計後に令和4年度分の工事を行うものでございます。⑨のマンホールポンプ場更新工事の230万円につきましては、公共下水道と同様に町単独事業としてマンホールポンプ場の機器類が経年劣化してることに伴い更新を行うもので、上郡地区において工事を予定しております。

次に、資料の右側の収益的収入及び支出の説明になりますが、資料のほうは12ページをお願いいたします。 予算書につきましては、28ページからの実施計画説明書の内容となりますので、併せてご覧いただければと思います。

8、予算の内訳となりますが、この資料は、予算第3条の収益的収支と予算第4条の資本的収支について、予算額全体と3つの事業ごとに款項目について金額を示しておりますが、さらに事業ごとに示したものを次の13ページから用意しておりますので、そちらで説明いたします。申し訳ございませんが、まためくっていただきまして、資料13ページのほうをお願いいたします。

資料13ページでございますが、この資料は公共汚水事業の予算の説明になります。なお、説明に当たりましては、左側の款項目の欄、それとその右側の令和4年度当初予算額、そしてその2つ隣の対前年度当初予算比較の欄を使い説明いたします。主なもので説明を申し上げます。なお、金額は税込みになります。

1款下水道事業収益は、3億2,401万3,000円になります。

1 項営業収益の9,041万2,000円は、昨年度比47万円増でございますが、1 目下水道使用料9,028万8,000円で、52万8,000円増を見込んでおります。

次に、2項営業外収益は2億3,360万1,000円、403万9,000円の減でございます。

そのうち、2目他会計補助金1億2,848万5,000円、732万8,000円減は、一般会計からの繰入金でございます。 その下、5目長期前受金戻入は、昨年度の工事に対する国庫補助金等を収益化することにより、328万9,000 円増の1億501万5,000円となっております。

次に、2款下水道事業費用になります、3億2,830万9,000円になります。

1項営業費用は2億8,390万9,000円で、昨年度比275万6,000円の増でございますが、主な内容といたしまして、1目管きょ費473万円、昨年度比160万円の減でございます。管路の維持管理に要する経費となりますが、15節修繕料で予定しております作業の一部を、先ほど申しました建設改良費の単独分のマンホールポンプ場更

新のほうで対応することになりますために減額いたしております。

3目処理場費4,344万4,000円、142万4,000円の増は、浄化センターの運転維持管理に要する経費となりますが、主に17節委託料で汚水処理に係る契約額が上がる見込みによるものでございます。

5目普及指導費40万円、10万円の減でございますが、33節補助金で宅内排水設備設置工事に対して出している補助金の見込みによるものでございます。

7目総係費3,418万7,000円、77万5,000円の減は、職員人件費や事務的な経費によるものでございます。

9 目減価償却費 2 億114万8,000円、380万7,000円の増は、昨年度取得した資産の償却が増えたことによるものでございます。

次に、2項営業外費用になります。4,410万円、昨年度比553万円の減でございますが、1目67節企業債利息の減によるものでございます。

4項予備費は30万円で、昨年同額でございます。

その下、二重丸、収支差の欄でございます。下水道事業収益と下水道事業費用の収支差は429万6,000円の赤字、現金収支は9,183万7,000円の黒字となる見込みでございます。

次に、資本的収入及び支出になります。

- 3款資本的収入は2億691万2,000円になります。
- 1項企業債は、予算第5条で説明したものでございます。
- 2項他会計出資金1億850万5,000円、886万4,000円の増になりますが、主に企業債償還金の増に伴い、一般会計からの繰入れが増えたものでございます。
- 6 項国庫補助金1,250万円は、処理場建設費の委託料と工事請負費に充てる防災・安全社会資本整備交付金で、 補助対象事業費の2分の1相当でございます。
 - 7項負担金10万円は、受益者負担金の見込みでございます。
 - 4款資本的支出になります、3億1,230万円になります。
 - 1項建設改良費4,770万円の内容は、先ほど業務量で説明いたしたものになります。
 - 3項企業債償還金は2億6,460万円で、852万円の増でございます。

資本的収支の補塡財源の額は、1億538万8,000円になるものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

公共雨水の説明となります。

- 1款下水道事業収益2,107万5,000円となります。
- 1 項営業収益1,677万9,000円、39万7,000円の増でございますが、3 目他会計負担金で、減価償却費の増額に伴い、一般会計からの繰入金が増えたものでございます。

次に、2款になります、下水道事業費用として1,677万9,000円になります。

1 項営業費用1,346万9,000円、13万3,000円の減でございますが、主な内容といたしまして、2 目ポンプ場費199万9,000円は雨水調整池と排水ポンプ場の維持管理に係る費用で、昨年同額でございます。

7目総係費101万9,000円、3万円の減でございますが、事務経費を精査したことによるものでございます。

2項営業外費用は291万円、3万円の増でございますが、67節企業債利息の増によるものでございます。

4項予備費は40万円で、昨年同額でございます。

その下になりますが、収益と費用の収支差は429万6,000円の黒字、現金収支は1,045万1,000円の黒字となる 見込みでございます。

なお、汚水と雨水の収支差を相殺する形で、公共下水道事業としましては収支差をゼロとしております。

次に、資本的収入及び支出になります。

3款資本的収入は、ございません。

4款資本的支出は890万円で、3項88節の企業債償還金でございます。

資本的収支で、補塡財源の額は890万円でございます。

資料15ページのほうをお願いいたします。

農集排の説明となります。

1款下水道収益は1億2,478万4,000円となります。

1 項営業収益の1,539万6,000円は、昨年度比3万3,000円の減でございますが、1目下水道使用料で3万3,000円の減を見込むものでございます。

2項営業外収益は1億938万8,000円で、昨年度比640万7,000円の県でございますが、2目他会計補助金5,936 万6,000円で452万3,000円の減、これは一般会計からの繰入金でございます。

5目長期前受金戻入5,002万1,000円で、188万4,000円減を見込むものでございます。

次に、2款下水道事業費用は1億2,478万4,000円になります。

1項営業費用1億1,028万4,000円、昨年度比529万円の減でございます。

そのうち、1目管きょ費601万円、270万円の減は、主に15節修繕料で、公共下水道と同様に、予定している作業の一部を建設改良費で対応することによるものでございます。

3目処理場費は1,743万1,000円、33万6,000円の減で、2か所の処理場の運転維持管理に係る費用でございます。

5目普及指導費25万円、5万4,000円の減で、公共汚水と同様の補助金の見込みによるものでございます。

7目総係費174万6,000円、5万4,000円の増は、事務的な経費でございます。

9目減価償却費は8,484万7,000円、221万4,000円の減となりますが、過去に取得した資産の償却が進んだことによるものでございます。

2項営業外費用は1,420万円、119万円の減でございますが、1目67節企業債利息の減によるものでございます。

4項予備費30万円は、昨年同額でございます。

その下になりますが、収益と費用の収支差はなく、現金収支は3,482万6,000円の黒字となる見込みでございます。

次に、資本的収入及び支出となります。

3款資本的収入は8,257万4,000円になります。

1項企業債は、予算第5条で説明したものでございます。

2項他会計出資金は1,667万3,000円、301万円増で、公共汚水と同じく償還金の増により繰入金も増となった

ものでございます。

6 項国庫補助金の1,910万円は、処理場建設費の委託料と工事請負費に充てる農村整備事業費補助金で、補助 対象事業費の2分の1相当でございます。

4款資本的支出は1億1,740万円になります。

1項建設改良費4,130万円の内容は、先ほど業務量で説明したものでございます。

3項企業債償還金は7,610万円で、228万円の増でございます。

資本的収支で、補塡財源の額は3,482万6,000円でございます。

各事業ごとの説明は以上となりますが、恐れ入りますが、資料11ページのほうにお戻りいただければと思います。

資料右上の収益的収入及び支出の説明からとなります。なお、予算書につきましては、20ページに関連した 内容を掲載しておりますので、併せてご覧いただければと思います。

3、収益的収入及び支出でございますが、いずれも税抜きになりますが、事業全体の営業損益は2億8,708万円のマイナス、当年度純利益は36万5,000円となるものでございます。

その下、4、資本的収入及び支出は、こちらは税込みの収支となりますが、1億4,911万4,000円の不足となりますが、下の表の補塡財源で補うものでございます。

5、企業債と、6、国庫補助金につきましては、ご覧いただければと思います。

7、一般会計繰入金でございますが、収益的収入と資本的収入への繰入金を合わせた全体で3億2,980万 8,000円、前年度比42万円の増となるものでございます。

予算の説明は以上となりますが、下水道事業の今後の事業環境は、水道事業と同じく人口減少等による使用料の伸び悩みや、これから企業債元利償還のピークを迎えます。また、安定的な水処理のために施設の更新などにも対応していかなければなりません。経営改善のため、県や周辺自治体との勉強会や他の自治体への視察などを通して広範に事業の検討を続けていきたいと考えております。ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○委員長(杉浦謙一君) これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長(杉浦謙一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○委員長(杉浦謙一君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第24号 令和4年度涌谷町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長(杉浦謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第24号 令和4年度涌谷町下水道事業会計予算は 原案のとおり可決すべきものと決しました。

休憩します。再開は午後1時といたします。

再開 午後 1時

[出席委員数休憩前に同じ]

〇委員長(杉浦謙一君) 再開します。

◎議案第25号の審査

○委員長(杉浦謙一君) これより、議案第25号 令和4年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算の審査を行います。

説明を求めます。総務管理課長。

○国民健康保険病院総務管理課長(阿部雅裕君) それでは、議案第25号 令和4年度涌谷町国民健康保険病院 事業会計予算について説明を申し上げます。

令和4年度におきましては、基本的に県に提出いたしました資金不足解消計画に基づき作成しております。 予算書1ページをお開きください。

第2条、業務の予定量につきましては、病床数は、一般病棟80床、療養病棟が41床、合わせて121床でございます。年間患者数ですが、入院につきましては、一般病棟は1日平均65人、病床稼働率につきましては81.3%、療養病棟につきましては1日平均36人と設定し、病床稼働率は87.8%、入院全体で1日平均患者数101人に設定し、年間患者数を一般・療養合わせて3万6,865人といたしました。

また、退院される患者様の在宅復帰率70%以上など施設基準が求められます地域包括ケア病床につきましては、こちらは13床で、より高い診療報酬が得られます地域包括ケア入院医療管理料1を算定できるよう、積極的に活用してまいります。

外来患者数につきましては、1日平均患者数を167.7人、診療日数を243日といたしまして、年間患者数を4万761人としております。地域包括医療ケアを確保し、地域医療を支える病院として経営健全化を図りながら、必要な医療サービスの提供により、患者数の確保に努めてまいります。

(4) の主な医療機器の導入につきましては、電子カルテシステムや輸液ポンプの更新を予定するものでございます。

第3条、収益的収支、第4条の資本的収支につきましては、資料で説明いたします。

次のページ、2ページをお開きください。

第5条の企業債ですが、第4条、建設改良費の医療機器整備事業としまして、電子カルテシステム、輸液ポンプの財源として1億300万円を予定するものでございます。

第6条、一時借入金につきましては、令和3年度同額の4億円と設定いたしました。

第7条は、経費の流用条項で、第8条は流用制限の条項、第9条は他会計からの補助金、第10条は棚卸資産

購入限度額を定め、第11条では取得する資産として、先ほど説明いたしました電子カルテシステムを定めるものでございます。

それでは、議会の会議資料2、16ページをお開き願います。

16ページ、左から、令和4年度当初予算額A、令和3年度当初予算額B、当初予算比較を挟みまして、令和3年度最終見込予算額D、最終見込予算比較を表示してございます。

1の業務の予定量中、1日平均単価でございますが、令和3年度の実績を基に算定しておりまして、冒頭で申 し上げましたとおり、基本的に県に提出いたしました資金不足解消計画で算出した数値を計上しております。 入院の単価につきましては、手術件数が減少していることから減額し、外来につきましては検査数の増加を見 込み増額としております。

恐れ入りますが、資料の17ページをお開き願います。

令和3年度との当初比較で、大きいものを中心に説明いたします。

収益的収入の1項医業収益1目入院収益、2目外来収益でございますが、先ほど説明いたしました1人1日平 均単価と1日平均患者数の予算措置でございます。

その他医業収益につきましては、令和3年度実績見込みや資金不足解消計画からの積算でございます。

公衆衛生活動収益では、新型コロナウイルス予防接種の実施により増額を見込んでおります。

健康診断収益では、実績により減額としております。

その他営業収益につきましては、3,093万4,000円を減としたものでございます。

2項医業外収益ですが、2目補助金において、区分を改め整理した結果、522万円の増、4,682万5,000円となったものでございます。

3目他会計負担金におきましても、整理した結果、1,487万4,000円の増の8,335万6,000円となったものでございます。

これら、他会計からの負担金に含まれる一般会計からの負担金については、財政再建計画に基づく金額を計上しております。

4目長期前受金戻入については、令和2年度、新型コロナ関連補助金で購入した医療機器の減価償却見合い分を新たに計上し、182万4,000円増の5,382万1,000円としたものです。

6目2節その他医業外収益は、実績に基づき98万2,000円の減、1,638万8,000円としたものでございます。

表の一番上、1款病院事業収益といたしましては、対前年度比497万9,000円減の20億2,144万4,000円とする ものでございます。

続いて、2 款病院事業費用です。1項医業費用1目給与費につきましては、当初予算設定時におきましては、 医師4名をはじめとする正職員108名、会計年度任用職員50名、契約医師等5名、計163名の体制で病院事業を 行う予定としております。人件費です。給与費といたしましては、対前年度当初比較で1,541万2,000円減の11 億2,058万9,000円でございます。

2目材料費です。材料費は実績による算定ですが、薬品費が増加傾向にあることから、診療材料など合わせて 1,592万5,000円増の4億5,001万3,000円を措置しております。

3目経費につきましては、4節職員被服費において、貸与している白衣などのユニフォームの更新として244

万6,000円増の254万6,000円としております。

8 節燃料費におきましては、原油高騰を加味し、532万7,000円増の1,831万9,000円としております。

15節賃借料において、リースを積極的に行うこととしており、医療機器の更新などで182万2,000円増としております。

17節委託料においては、レントゲン撮影の精度管理向上のため、外部読影委託料や医師紹介コンサルティング料など1億5,530万2,000円を措置し、委託料としては1,091万3,000円増としております。

経費全体では、2億7,541万3,000円といたしたところでございます。

4目減価償却費では、3節器械備品減価償却費で償却終了に伴い717万4,000円の減、6節リース資産減価償却費は令和3年度に導入した検査機器、病棟ベッドをリースしたことによります378万4,000円増の521万2,000円としたものです。

2項医業外費用の3目その他医業外費用3節雑支出につきましては、ユニフォーム等貸与分を更新することなどの増加に伴い、消費税雑支出を増加するものでございます。

病院事業費用総額としましては、対前年度比3,016万9,000円増の20億2,135万6,000円とするものでございます。

収益的収入及び支出、3条予算の収益でございますが、下から2行目、当年度損益は対前年度当初予算比較で3,514万8,000円減の8万8,000円の黒字、長期前受金や減価償却費などを除いた現金収支としては5,966万3,000円の黒字とするものでございます。

続いて、資料の18ページをご覧ください。

収益的収支です。資本的収入の企業債ですが、先ほど説明申し上げました電子カルテシステムなどの資産購入 財源として1億300万円を予定するものでございます。

次の9項1目1節一般会計負担金4,500万6,000円につきましては、企業債償還金元金に対する基準内繰出分を措置するものでございます。

4 款資本的支出1項3目資産購入費については、電子カルテシステムなど購入費で、4目1節リース資産購入費は、病院ベッドや胃カメラなど医療機器のリース資産を計上するものでございます。

4項1目1節企業債償還金については、令和4年度は対前年比600万5,000円減の8,060万8,000円の措置といたしました。

説明は以上となりますが、病院事業会計につきましては、新型コロナウイルス感染症などの影響も続きまして、 また医師の体制の確立も道半ばであり、依然運営は厳しい状況でございます。センター長、病院長の下、職員 一丸となって病院経営改善に取り組んでまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

説明を終わります。

- ○委員長(杉浦謙一君) これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。 1番黒澤 朗君。
- **〇1番(黒澤 朗君)** 1番黒澤でございます。病院の当初予算について質問させていただきます。

3ページの令和4年度予算実施計画においては、入院・外来総数7万7,626人、医業収入18億2,100万円とする一方で、医業費用が19億6,200万円かかるので、医業収支は1億4,100万円の赤字となっている。また、お聞

きしたいのは、収入が2,500万円減るにもかかわらず、費用が3,000万円増えるとする予算を組んでおかしいと感じなかったのか。また、何としてでも経費を大幅に削減し、黒字にするという検討はなされたのか、お聞きしたいと思います。

また、かねて問題となっていました資金不足比率は、予算どおりに実施した場合、どの程度になるのかお聞き いたします。

加えて、昨年の有識者会議で、資金不足解消計画に関して、絵に描いた餅だと失笑されましたけれども、令和 4年度予算には絵に描いた餅ではないと言い切れるのか、明確な回答を求めたいと思います。

また、もう一つ、4ページの資本的支出の中で、資産購入するとして1億4,000万円計上しておりますが、医療機器の購入を予定していると先ほど説明いただきましたけれども、機器を購入するための企業債、1億300万となっております。そこで、機器を購入することによって得られる医業収支がどの程度になるか、検討が行われたのかお聞きしたいと思います。以上です。

- 〇委員長(杉浦謙一君) 総務管理課長。
- ○国民健康保険病院総務管理課長(阿部雅裕君) 医業収支の、まず収入は減っているけれども、費用は3,000万円ほど増えているというところについてですが、こちら、議員が見ていらっしゃったのは多分、当初予算の比較の欄だと思われます。こちらにつきましては、令和3年度、最終年度の比較をちょっと見ていただくと、マイナス幅が小さくなってるのかなと考えております。

そして、資金不足比率につきましては、前年度とほぼ同じ比率になるかと見ております。

そしてまた、資本的収支のほうの1億4,000万円に対しての機器購入に対してにつきましては、こちらについては収支はどう見ているかというところですよね。基本的に、電カルシステムを導入、更新したからといって収益に結びつくものではございませんので、こちらにつきましては収支的には横ばいになるのかなと考えております。以上でよろしいでしょうか。

- 〇委員長(杉浦謙一君) 1番黒澤 朗君。
- **〇1番(黒澤 朗君)** 先ほどのご回答で、資金不足解消計画のほうが前年度と同じぐらいという、何%かをお聞きしたいと思います。

また、令和3年度予算では、入院・外来患者総数8万1,885人で、医業収益が18億4,600万円となっております。そして、医業費用は19億3,200万円かかるので、医業収支が860万円の赤字となっている。しかし、今回の資料として提出された17ページにある令和3年度予定損益計算書においては、医業収入2億3,100万円の赤字と予定されております。当初予算と比べて1億4,500万円も悪くなっている。中身を見ると、事業収入が予算に比べて1億6,600万円少なかったことが要因だと思われますが、年間18億円強の売上げに対して2億円以上の赤字になっております。このような実績をセンター長はどのように捉えて1年間経営してきたのか。また、対策を講じていたのならば、その具体的内容をお聞きしたい。以上でございます。

〇委員長(杉浦謙一君) 暫時休憩します。

休憩 午後1時20分

〇委員長(杉浦謙一君) 再開します。

休憩します。再開は1時30分といたします。

休憩 午後1時21分

再開 午後1時28分

〔出席委員数休憩前に同じ〕

〇委員長(杉浦謙一君) 再開します。

総務管理課長。

〇国民健康保険病院総務管理課長(阿部雅裕君) 大変失礼いたしました。

資金不足比率につきましては、ちょっとすみません、数字を持ってこなかったんですが、約11%となっております。

そして、もう一つの質問につきましては、損益計算書のほうでは約16億8,000万円の数字を医業収益で計上しているにもかかわらず、当初予算のほうでは医業収益が最終のほうで18億6,800万円を計上している。その差、約2億円についてどうなのかということだと思われます。こちらにつきましては、損益計算につきましてはあくまでも見込みとなっておりまして、こちらの約2億円につきましては、あくまでも予算のほうというところで、こちらは目標値として設定した数字でございますので、それでその2億円の差が生じたというところでご理解いただければと思います。

- **○委員長(杉浦謙一君)** 1番黒澤 朗君。
- **○1番(黒澤 朗君)** その、何ていうか、予算書が決して努力目標になってはいけない、前年度の実績に合った 形での整合性がないとなかなか、乖離が生まれてしまってうまくいかなくなる場合もあるのではないかという ことで質問をいたしました。

またですね、もう一つですけれども、最後、一般会計でも報告があったんですけれども、人件費におきまして 職員の給料のほうが1,305万3,000円減額になりまして、報酬のほうで1億5,825万6,000円増えるということな んですけれども、何か10人ぐらい人でも雇ったのかなと思って、その辺をお聞きしたいと思います。

あわせて、 ですね、センター長に最後に質問なんですけれども、センター長は最高責任者ではありますが、センター長の考える経営責任とは何であるかをお聞きしたい。令和4年度の計画と、その裏づけとなる予算のどこにセンター長の経営者としての思いが込められているのかも、具体的数字を挙げて聞かせていただきたいと思います。

また、最後に町長にお尋ねいたします。万一、令和4年度計画に大幅な狂いが生じた場合は、センター長の任期中であっても、町長の総合調整権を使って事業の見直しや外部監査をして、全面かつ抜本的な改革に取り組むことを望みますが、いかがでしょうか。以上でございます。

〇委員長(杉浦謙一君) 総務管理課長。

- ○国民健康保険病院総務管理課長(阿部雅裕君) 給与費が減って報酬が増えたと、そういったところの質問だと思います。こちらにつきましては、主に医師の採用の方法によって違っておりまして、公務員として採用した場合は給与のほうで人件費を、給料のほうで給与を払うと。契約によって来ていただいてる医師につきましては、報酬でお支払いしている形になりまして、こちらの組替えによって増減が生じておるものでございます。
- **〇委員長(杉浦謙一君)** 医療福祉センター長。
- 〇町民医療福祉センター長(大友和夫君) お答えします。

いわゆる経常収支がどの程度であるかということを目標にして、今、県内17ある公立病院の中で大体真ん中辺の経常収支比率になっています。それを何とか上のほうに上げていきたいというふうな思いでいろいろな施策を行ってるわけですけれども、まず、医師の招聘ということが、前から私が申し上げていますように短期計画としては上げています。ただ、もう少し時間がかかりそうです。

それから、病床の利用方法も、先ほどもちょっと出てきましたけれども、地域包括ケア病棟を少し単価の高い ものに上げていくとか、それから検査をもっと質のよいものを取り入れて単価を上げるとか、そういったこと で経常収支を押し上げる策というふうなことで一応やっております。

そのほかにも、県の公営の病院と比べますと大体中頃のレベルのものが多いんですけれども、若干、経費の面で少し、委託経費とかが高いかなというふうなところもありますので、その辺も改善しつつ、病院の経営を上向きにしていきたいというふうに考えております。

〇委員長(杉浦謙一君) 町長。

○町長(遠藤釈雄君) 町長の責任ということでありますけれども、私は毎日のように自分の職責において大きな責任を感じております。様々な一連の騒動が辺りで勝手に起こっておりますけれども、そういったようなことも含めて全責任は自分にあるということで、今、センター長は病院のことに終始されましたけれども、センター長としてはやはり、健康部門、福祉部門を改めて、センター長の得意の部門とするというお話も伺っておりますので、そういったようなこれまで我が町の医療センターが行ってきたものを改めてしっかりと運営してほしいということをお願いしておりますし、病院に対してはしっかりとした経営をお願いしているというわけでございます。

そして、今、有識者会議が、コロナの関係でこの前の会議が流れましたけれども、延期をしましたけれども、 そういったような席で既に改革プランというものが出されております。最終答申は出されておりませんけれど も、そういった中で、やはり人口減少、あるいは患者さんの対象というのが、いかに高齢化で相対的に高齢者 が増えようとも、そういったようなことは現実を直視しなければならないという条件がございまして、その中 で我が病院としては、まずは有識者会議で指摘されております改革プラン1をもって、管理者の下に院長先生、 あるいは先生方が、その自覚の下に今、現状の医療機能をどうフル回転して対応するかということに試みをし ているのが、医師も整いませんけれども、そういった中でも令和4年度は目指していただきたいということで ございます。

質問者がその金額的な責任をどのように捉えているかは分かりませんけれども、私は経常収支で100を目指していただきたいということは申し上げております。そういった中で、その次というのがまたございます。そういった中では、改革プランも見えているので、既にその辺あたりのところも事務方のほうでは管理者とも話し

合っていますけれども、そういったような次の段階というのも考えております。責任の取り方は、どこで取る と言えば簡単ですけれども、私は前に進むことだけをもって責任としたいと思っておりますが、いつも不退転 の気持ちでやっております。

そういうことですから、改めまして、大友管理者、そして今いる課長、事務長、そして横井院長先生、そういったような方々と改めて話し合う機会が多くなりましたので、さらに話を進めてどう改善していくかということを率直に求めながらやっておるということでございます。私としては、経常収支を100、100以上、そして医業収支もできるならばプラマイゼロぐらいに持っていければいいかなと、そのような大きな思いを持っておりますので、まずは見ていただきたいなと思います。

- ○委員長(杉浦謙一君) ほかにございませんか。4番佐々木敏雄君。
- **〇4番(佐々木敏雄君)** 私から、ちょっと数は多くなりますけれども、質問いたします。

まず最初に、センター長の運営方針の中で、ちょっと私、聞き間違ったのかどうか分かりませんけれども、プランを立てるんだというようなことを聞いたんですけれども、そのプランというのは改革プランを立てるということなのか、その辺を確認いたします。

それから、予算書でページごとに質問しますが、9ページの会計年度任用職員、この中で6名が増になって、合計で1億4,800万円ほど増になっているんですが、先ほどの説明では5名の医師が契約医師だというようなことを話されていますが、この中に、6名の中に入っているのかどうかの確認。

それと、収入で、昨日、衛生費のほうで出ていましたが、遠田地区の在宅当番医制の事業委託料と、それから 広域の病院輪番制の事業の負担金が出ておりましたが、たしか病院のほうでもそれを受けていたと思うんです が、全然それが収入に入っていないんですけれども、その辺の事業をどうされたのか。経過も含めてお伺いし たいと思います。

それから、24ページ、人件費なんですけど、ちょっと職責というか、今ここに、参与席におられますけれど も、事務長がいらっしゃいます。特定の任期付の会計年度職員ということで期限があっているわけですが、た しか2年からのスタートなので3年ほどというようなことは聞きましたけれども、そこで、事務長とその会計 職員、企業会計でいう補助員と言うんですか……、企業会計職員でしたか、ちょっとど忘れしちゃったな。会 計職員ですよね、会計職員という職を持っているのかどうか、ちょっとそこを確認いたしたいと思います。

それから、資本的収支の中で、電子カルテの購入ということで大きい金額ですけれども載っているわけですけれども、この備品の購入というのはどのようにして決めるのか。備品委員会とかあると思うんですが、ちょっとその辺の経過をお知らせいただきたいと思います。以上です。

- **〇委員長(杉浦謙一君**) 医療福祉センター長。
- ○町民医療福祉センター長(大友和夫君) 私の運営方針の中で、プランを立てるというふうなことを私言った……、原稿には一応書いていないんですけれども、プランというのは、前から私申し上げているように、短期的にはやはり質の高い医師を招聘するということ、それは今、道半ばということを先ほど申し上げましたけれども、あと二、三名必要です。規定上からいっても、常勤の医師が二、三名いると非常にスムーズに運営がいくのかなというふうに考えております。

それから、長期的にはやはり若い医師を恒常的に確保できる策を立てるというふうなことで、昨日、一昨日で

したか、卒業生が出た医科薬科大学とも提携しておりまして、今年は、今年度は医科薬科大学からだけで5名、 そのほかからも数名研修医が来てですね、私のところで、国保病院で研修を行って、非常にいい印象を持って 帰っていきました。それらの学生、研修医が帰ってくる、いわゆる初期研修が終わる2年後ですね、令和6年 度には一応1名、こちらで面倒見てくれないかという話があってそういうふうな計画をしておりますので、順 当に多分若い先生たちが集まってくるのではないかというふうに思っております。その辺のところが完成すれ ば病院も安定してくるものと考えています。以上です。

〇委員長(杉浦謙一君) 総務管理課長。

○国民健康保険病院総務管理課長(阿部雅裕君) それでは、質問の内容にお答えします。

まず、6人の中に契約医師入っているかどうか。5名と言いましたけれども、5名の中には医師4名、そして薬剤師1名の内訳となっております。その方々につきましては、会計年度任用職員のほうに、便宜上、計上させていただいております。

また、輪番制に係るその辺の事業につきましては、その他事業収益の中に、こちらのやったことに対する報酬 といいますか、補助金を含んでおります。全て含みまして、年間で12回、金額的には約250万円ほどを見込んで おります。

そして、事務長が企業会計職員とおっしゃいましたでしょうか。 (「企業出納員か、企業出納員」の声あり) ああ、企業出納員、はい。 (「 」の声あり) はい、事務長におきましては、病院の企業出納員という身分で職務に当たっていただいております。

そしてあと、電カルの購入につきまして、どのような経緯をもって購入までいくのかというところでございますけれども、こちらにつきましては、まず前年度に物品購入委員会のほうで、購入の有無、可否を図ると。そして、そこでオーケーが出ましたらば、次に今度はIT委員会を開きまして、機器の選定といいますか、機種の選定であったり性能の選定のほうをもんで、購入のほうに進んでおります。以上で終わります。

○委員長(杉浦謙一君) 4番佐々木敏雄君。

○4番(佐々木敏雄君) プランということは話されていないということですが、病院の改革プランは平成2年で期限が切れるはずだと思う……(「令和」の声あり)ああ、ごめんなさい、令和、令和2年ですね。それで、令和3年には新たに立てなくちゃいけないものかなというつもりでいたので、ああ、それを立てるのかなとちょっと早合点したんだと思いますが、そこはどのように予定しているのかをお伺いします。

それから、医師の関係ですが、応援医師というと、この5名の方々は常勤の医師、薬剤師だと思うんですけれども、土日とかそういうお手伝いいただいている医師についてはどこの部分に入るのか。委託料なのか、給与、報酬、そういうところに入っているのか、ちょっとそこを確認したいと思います。というのは、恐らく報酬という形で入っているのであれば、当然その人数も加算されてくるのかなという思いもしますので、その辺ちょっと確認させてください。

それから、輪番制と……、その2つはまだ実施しているということでよろしいんでしょうか。そこを確認いた します。項目のただ説明がないだけだということであれば、それはそれでよろしいので、お願いします。

それから、特定任期付の職員、事務長なんですが、企業出納員で当然だろうなとは思います。そこで、ちょっとこれ、質問ということでもないんですけれども、この方は役場のOBでもあって、公営企業も経験された方

であるし、それから民間に行っての病院の経験もある方です。ちょっとレアな経験の持ち主であるので、一応、総務管理課長がいろいろ説明していますけれども、そのような経験があるのであれば、やはり議会の中でもちょっとそういう、民間と公営的なこういう企業との違いとか、予算の説明と併せて話していただける機会があれば議会のほうでも理解できるのかなと思いますので、その辺はセンター長なり執行部側と相談して、お願いできればありがたいと思います。

それから、物品購入委員会ですけれども、そういうことで決めているんだということでしたけれども、昨日の補正予算で骨密度の器械が減額になったんですけれども、そういう委員会で決めてね、年度末で下ろしたと、減額するんだということは、何かこう、そこの委員会での話合いというか、必要で買おうという気持ちで上げているわけなのに何かちょっと、どなたが最終的に決めるのか分かりませんけれども、不本意じゃないのかなという思いもしますので、その辺の購入の経過というか、もう少し厳密というのか、必要なのか必要でないのかから入らないとと私は思うんですけれども、その辺の購入の仕方は安易じゃないかなという、予算に上げるのにね、ちょっとその辺をあとお答えいただきたいと思います。

〇委員長(杉浦謙一君) 総務管理課長。

○国民健康保険病院総務管理課長(阿部雅裕君) お答えします。

まず、1つ目の改革プランについて。改革プランについては、議員さんおっしゃるとおり、令和2年度で本来は最終年度となっているものでございました。私どものほうでも、次の策定の時期であるとか、そのプランのテーマ、その辺をちょっと県のほうに何回か問合せしたところでございますけれども、県のほうでは国からの指示がないと。ちょうどその頃、病院の再編であったり、コロナが騒がしくなってきたので延び延びになってきたのかなと思われます。こちらにつきましては、やっとといいますか、この間、年末に何となく指針が示されておりまして、令和4年から5年度にかけて策定してほしいというような文書が流れてきました。プランについては以上でございます。

またあと、非常勤の医師の給料といいますか、お手当、そちらのほうの支出につきましては、報酬のほうでお 支払いしております。

また、人数をここに計上すべきではないかというところですが、非常勤医師、大変数が多くなっております。 土日であったり、平日の夜間であったり、昨年度におきましてはコロナの予防接種の問診であったり、1回来 たらあともう二度と来ない先生もいたりなので、そちらのほうの非常勤医師につきましてはこちらのほうには 計上してございません。

そしてあと、輪番制につきましては、1次救急、2次救急、現在もしております。

そしてあと……、そうですね、それでよろしいでしょうか。以上です。

〇委員長(杉浦謙一君) 病院事務長。

○国民健康保険病院事務長(吉名正彦君) それでは、委員さんからご質問の骨密度の件のことなんですけれども、最初、これは整形外科の先生からのご要望が一番強かったものでございます。それで、購入委員会の際に、やっぱり欲しいということで先生のほうから購入依頼が上がってきました。その際には、先生が外来の様子等をその時点で見ておって、ペイするだろうということで、そのときは購入依頼が上がってきました。ところが、ここの外来数、整形の外来数が思ったように増えていなくて、それで途中で先生のほうから、当初の要するに

ペイする期間が、ちょっと今、ここのコロナ禍のところでちょっと考えておきたいということがございまして、 最終的に今回はちょっと見送ってもいいよというような話、見送りたいという話が来たものですから、それで ちょっと見送ったという形がございます。そういった経緯でございました。

- ○委員長(杉浦謙一君) 医療福祉センター長。
- ○町民医療福祉センター長(大友和夫君) 事務長のことですけれども、企業会計の出納員というか、そういう名目で来ていただいていますけれども、来ていただく経緯につきましては、前町長と私の間で、病院を改革するにはやはり民間的な知恵もなければないんじゃないかということで来ていただいて、医師獲得からほかのいろいろな経営面で指導していただいて、今行っているというふうな状況です。
- ○委員長(杉浦謙一君) 4番佐々木敏雄君。
- ○4番(佐々木敏雄君) 改革プランについては、令和4年から5年のうちということで、ちょっと心配したのは、 有識者会議の答申が出ていないのでね、その辺も踏まえての改革プランになるんだろうと思っているんですけれども、場合によっては大幅な見直しというのか、そういうこともあり得るのかもしれません。ただ、町長は前から答申あってもそのとおりするかどうかは分からないとは話していますけれども、十分にその辺は精査、 検討されるものと思いますが、将来の涌谷に合ったようなプランを立てていただければと思います。

それから、医師の報酬の関係ですけれども、金額が大きくなる。この先ほどの表の中には、報酬としては支払っているけれども、金額は入っていないと理解していいのか。そうであればそれでよろしいかと思うんですが、そこを確認いたします。

それから、骨密度の関係については分かりました。いや、当初予算にもまた出てくるのかなという思いもして おりまして、それもなく、どういう経過だったのかなというのがちょっと疑問だったものでお聞きしました。

それから、企業出納員というか、出納員は出納員で置かなくちゃいけないものですが、ただ、事務長として出ていただいているわけですので発言の機会を、予算の説明とかに合わせていただいて少しこう、何て言うんですかね、他とはちょっと企業会計は違うようなことを話していただくと我々議員のほうも理解しやすいかなということもありますので、その辺は急ぐわけでもございませんので、そのようにしていただければありがたいという思いでございます。以上。

- 〇委員長(杉浦謙一君) 総務管理課長。
- **〇国民健康保険病院総務管理課長(阿部雅裕君)** ただいまの質問にお答えいたします。

まず、非常勤の医師についてはこの表に入っているかどうかというところですけれども、人数的には入っておりませんが、金額的には入っております。以上です。

- 〇委員長(杉浦謙一君) 病院事務長。
- **○国民健康保険病院事務長(吉名正彦君)** 貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

やはり私といたしましても、公営企業と、それから民間病院の違いというのは、やはり伝えていきたいというところがございます。それで、やはり時間かかるものと、短期的、それから中期、長期と、そういったのを今精査と申しますか、見ているところでもございます。

それで、今後につきましてはやはり、すぐに変えられるところ、それからもう少し時間かかるなというような ところもちゃんと区別いたしまして、それで予算にのるところ、そうじゃないところに関して、議会で今後話 していきたいなと思っております。ありがとうございます。

- ○委員長(杉浦謙一君) いいですか。ほかに。13番後藤洋一君。
- ○13番(後藤洋一君) 病院の事業会計については、令和4年度の予算編成に当たっていろいろ努力されている、いろいろな検討した中でこういった予算を計上したということに対しても、厚いところがあるというふうに思います。私としては、やはり議員として、そして議会として、そして病院と町と一体となって、この町の財産でもある、町の生命を守っている病院をいかにして、やはりその経営改善に向けて、この財政再編計画、令和5年度まで、それともう一つ大事なのは、平成31年の1月に作成した涌谷町の国民健康保険病院健全経営化に向けての検討会を作成しております。これは本当に4つの柱で、そこに来てなかなかコロナの影響もあり、医師の確保に向けても大変厳しい環境の中で、やはり一体となってこの病院事業に取り組む必要があると。

そこで、今回、議会としても、教育厚生常任委員会のテーマとして、課題問題として掲げたのが、病院の事業経営に対する振興計画、それと併せてじゃあ何をどうするのかと、経営健全化に向けてどうするのかということで、その取組を確認していく、一緒になって進捗状況も確認していくということで、ぜひとも病院に出向いてセンター長とお話ししながらですね、ぜひともこの令和5年の、要するに財政再建計画の最終年度まで、その実行、改善を示すという、そういう強い気持ちをセンター長からお聞きして私は終わりにしたいと思います。センター長、どうでしょう。

- ○委員長(杉浦謙一君) 医療福祉センター長。
- ○町民医療福祉センター長(大友和夫君) これまでも一応、町の皆さんからご指導いただいて経営してきたわけですけれども、私も第2期目になりますけれども、さらにやはり皆さんと話し合って、よりよい方向に向けていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。
- **〇委員長(杉浦謙一君)** ほかに。7番伊藤雅一君。
- ○7番(伊藤雅一君) いろいろと前にもご質問させていただきましたが、病院は今、資金繰りに相当の労力が奪われているんでないかと、こういうふうに思われます。これは町長さんにぜひお願いしたいんですが、何とかしてその労力を、今後の病院の事業の事業高の引上げ、事業のほうに専念できるように、何とか町長さん、その資金繰りに、相談にひとつ乗っていただいて、そして事業のほうに病院の方々は専念をしていただくと。こういうふうな方法でひとつですね、幾らかでも病院の収支の改善につながればと、こういうふうに私は思いますので、町長さん、一言、ひとつご回答をいただきたいと思います。お願いします。
- 〇委員長(杉浦謙一君) 町長。
- **〇町長(遠藤釈雄君)** 質問者の要望に答えると、町の財政が厳しくなった、そういうことでございますので、そういったようなときに「あれをやれ」「これをやれ」と言われますと、私としては身も蓋もないものですから、そういったようなことは毎日のように起きている、いわゆる私の中では毎日そういった緊張感を持ってやっておりますので、まずそのことを、先ほどの議長の発言ではございませんけれども、共有していただきたいと思います。

そういった中で、病院の改革プランが第2期の部分でストップしておりますけれども、第1期は私が中心となってつくりました。そのときは、医業収支が今よりはるかに高いレベルの、当時は患者さんもいらっしゃったし、医療スタッフもそろっていたこともありましたので、かなり高い設定でございました。第2期に至っては、

3条収支、4条収支の繰出金においては、やはり町として持ちこたえられなかったという反省がございます。

ですから、第3期をつくるに当たってはやはり、何が大友センター長とか体制がいいかといいますと、ざっくばらんに話し合うことができるというのが魅力でございます。ですから、第3次はその繰出金の在り方を、質問者が心配なされるように、また町としても立ち行くように、どこに接点を求めていくかということも最も重要な形になろうかと思っておりますので、そういったような話を進めながら、それぞれの分野において懸命の努力をしていただければ、いずれ町も病院も立ち行くようになるのではないのかなと、私はそのように確信しておりますので、これからいろいろ、議会とのご相談もしながらやっていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

- **○委員長(杉浦謙一君)** 7番伊藤雅一君。
- ○7番(伊藤雅一君) 町長さんには、今、大変ありがたいご回答をいただきまして、本当に私としてもというか、 もう議会としても本当に感謝を申し上げなければならないところだというふうに思います。

なお申し上げますと、この借入金に対する利息ですが、今病院、約1,000万円ぐらい、970万円ぐらい、今年の計画を見ておられるようでございます。これもいろいろと努力をされての970万円ぐらいに抑えておるんじゃないかなというふうに私は理解するわけでございますが、そういったことで、一層ひとつ、こういう事業収支のほうにご努力をいただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

〇委員長(杉浦謙一君) いいですか。

休憩します。再開は2時15分といたします。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時15分

[出席委員数休憩前に同じ]

〇委員長(杉浦謙一君) 再開します。

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長(杉浦謙一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。1番は反対ですか、賛成ですか。(「反対です」の声あり)反対。8番は反対ですか。(「賛成」の声あり) 賛成、はい。

では、1番黒澤 朗君。

〇1番(黒澤 朗君) 1番黒沢でございます。特別会計、病院事業予算に反対いたします。

国保病院は、先ほど質疑した中で、給与費を報酬に増額し付け替えるなど、抜本的に改革し、安定した財務体質を構築し、町民の医療と福祉に貢献し、さらに涌谷の財政再建を1日でも早く成し遂げることに寄与しようとする姿勢が見られませんので、特別会計に反対いたします。

以上です。

〇委員長(杉浦謙一君) 8番久 勉君。

○8番(久 勉君) 8番久です。令和4年度の予算を策定するに当たり、常任委員会のときにお話聞いた中で、新しい事業として脳ドックを開設すると。これは以前に、後期高齢者の健康づくりの制度を活用して脳ドックを行いました。そのときの結果を見ますと、70%近くの方が軽い脳梗塞であるとか、あるいは将来に認知症になるんでなかろうかという、認知症の予備軍といいますか、そういった方々が約7割もいたという、かなり高い数字で病気の予備軍の発見がされていると。非常に効率のよい事業でないのかなと思っていました。

今回行うということですので、これは町で行っている認知症対策、それからひいては将来の介護費用の負担の 軽減にもつながることになるわけですから、町の保健部門、福祉部門、在宅ケアシステムといいますか、そう いった中での一体となる事業で、かなり効率のよいといいますか、介護予防に期待、効果に期待の出る事業と いうことで、賛成いたします。

以上です。

○委員長(杉浦謙一君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第25号 令和4年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○委員長(杉浦謙一君) 起立多数であります。よって、議案第25号 令和4年度度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第26号の審査

〇委員長(杉浦謙一君) これより、議案第26号 令和4年度涌谷町老人保健施設事業会計予算の審査を行います。

説明を求めます。総務管理課長。

○国民健康保険病院総務管理課長(阿部雅裕君) それでは、議案第26号 令和4年度涌谷町老人保健施設事業会計予算について説明申し上げます。

予算書1ページをご覧ください。

業務の予定量でございます。入所の定員につきましては80人、通所の定員は50人としております。年間利用者数としては、入所を2万8,470人、通所を1万920人とし、在宅介護支援事業所につきましては756人と見込んでおります。1日平均利用者数は、入所は78人と見込んでおります。通所は、稼働日を312日、1日平均利用者数を35人と見込み、居宅介護支援事業所については、月平均63人、1日平均3.1人と見込むものでございます。

第3条の収益的収支及び、2ページに行きまして、第4条、資本的支出につきましては、資料で説明させていただきます。

第5条、一時借入金は限度額を3,000万円と定め、第6条では経費の流用を、第7条は流用制限を定める条項でございます。

第8条は、棚卸資産の購入限度額を定めるものでございます。

それでは、資料2の19ページをお開きください。

資料は、左から、令和4年度当初予算額A、令和3年度当初予算額B、そして令和3年度の最終見込予算額D と、それぞれ比較を表しております。

1、業務予定量中、1人1日平均単価につきましては、これまでの実績などから設定しておりますが、入所は在宅強化型算定の確保を見込み、1万3,400円としております。居宅介護支援事業所につきましては、介護給付の要介護1、2の方を1万760円、3から5までの方を1万3,980円、要支援1と2の方を4,380円と見込み、1日平均として1万517円としました。

続いて、資料の20ページをご覧ください。主に、前年度と比較して大きいところを説明させていただきます。 まず、収益的収入でございますが、1款1項1目入所収益につきましては、在宅復帰支援施設として年を通し て在宅復帰率50%の強化型施設算定を見込み、284万7,000円の増額。

通所収益につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う利用控えの影響も考慮し、前年同額を見込み、居 宅介護支援収益につきましては、375万円増を見込んでおります。

事業収益としては、対前年度比684万2,000円増の5億726万9,000円を措置しております。

2項事業外収益3目負担金交付金は、基礎年金拠出金、児童手当に要する経費分及び企業利息の3分の2などとして、一般会計負担分として財政再建計画に基づいた前年同額の1,230万1,000円を措置するものでございます。

事業収益総額といたしましては、対前年度比較623万5,000円増の5億2,583万4,000円とするものでございます。

続いて、収益的支出です。 2 款老健事業費用 1 項 1 目給与費につきましては、正職員36名、会計年度任用職員32名、計68名の体制としております。

1節給料及び2節手当は、5節報酬への組替えによる減、6節法定福利費は退職予定者の退職手当特別負担金を計上したことによる増額で、給与費総額としては563万7,000円の増としたものでございます。

2目材料費につきましては、薬品費について、実績に伴い12万円減額とするなど圧縮を図りまして、134万 5,000円の減額を見込むものでございます。

3目経費につきましては、15節賃借料については、座位入浴装置、公用車2台などのリース料が増額となっており、17節委託料では管理業務の最低賃金の上昇や、3年に1度の特殊建築物設備定期調査などを計上したことから増額として措置しております。

経費総額では、284万1,000円増の1億214万円を措置しております。

4 目減価償却費は、建物、器械備品等で減額見込みとなっております。

5目資産減耗費については、公用車など令和4年度に処分の見込みのものの除却費でございます。

事業費用の合計といたしましては、前年度比583万円増の5億3,820万9,000円とするものでございます。

下から2行目、当年度損益といたしましては1,237万5,000円の赤字、長期前受金、減価償却、資産減耗費など除いた現金収支としては131万4,000円の黒字とするものでございます。

続いて、資料21ページをお開き願います。

資本的収入及び支出です。4条予算となります。

資本的収入、3款 4項出資金につきましては、建物建設時に借入れいたしました企業債元金の償還金のおよそ 3分の 2、2,076万3,000円を一般会計から、残りの1,070万2,000円を訪問看護ステーション会計から、合わせまして3,246万5,000円を措置するものでございます。この出資金の処理につきましては、財政再建計画でお示ししているものでございます。

続いて、資本的支出です。 4 款 1 項 3 目 1 節資産購入費につきましては、厨房のガステーブルなど49万9,000 円を措置するものでございます。

4項1目企業債償還金については、老健建物分の企業債の償還金として、132万1,000円増の3,246万6,000円を措置するものでございます。

以上で説明を終わります。

- ○委員長(杉浦謙一君) これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。6番稲葉 定 君。
- **○6番(稲葉 定君)** 所管事務調査のときにも伺ったんですけれども、老健で在宅強化型取ったはずで、単価上がっているはずなのに、結局予算ではマイナス計上ということになってしまうんだけれども、何がそういった原因でそういうふうになるのか、それをちょっと教えていただきたいんです。
- 〇委員長(杉浦謙一君) 総務管理課長。
- **〇国民健康保険病院総務管理課長(阿部雅裕君)** 大きくは人件費になります。以上です。
- 〇委員長(杉浦謙一君) 6番稲葉 定君。
- ○6番(稲葉 定君) 人件費で、半分は正職員で、半分は、もう大まかに言うと半分は会計年度任用職員だということで、これやはり、この制度そのものがやっぱり破綻しているのかなと、そういうことであれば。正職員全員でも黒字にならなきや本当はいけないんですよね。国が進めている事業なので、正職員全員で黒字にならないまでもペイしなきゃいけないのにこうだということは、まあ、総務管理課に言ってもしようがないことなのかもしれないんだけれども、全員正職員でペイしていいのかなと思うんだけれども、そうは思いませんかね。どうなんでしょうかね。
- 〇委員長(杉浦謙一君) 総務管理課長。
- ○国民健康保険病院総務管理課長(阿部雅裕君) 確かに、議員さんおっしゃるとおり、全員職員でそれでもペイできるような体制が一番よろしいのかなと思います。ただ、どうしても介護報酬につきましては、病院と違いまして丸めて入ってくるような感じなので、介護報酬では大体頭打ちと。増えていくのは、正職員だったり会計年度任用職員は年々ベースアップしていきますので、人件費がやっぱり上がっていく。介護報酬は増えないけれども人件費が上がっていくという、この板挟み状態で今運営をしているところで、大変厳しいものがございます。以上です。
- O委員長(杉浦謙一君) 6番稲葉 定君。
- ○6番(稲葉 定君) その答弁は、私が思ったとおりの答弁で、新しいことは何もないんですけれども、やはりこういうのってよくないですよね、本当に。何か運動とかそういったことをしていかないとね。大変ですよ、老健施設、涌谷町だけでなくてみんな同じ報酬もらって運営しているわけで。だからね、そういうのって何か運動していかなきゃいけないのかなと個人的に思うんですけれども、会計年度任用職員だからいいとかって、

単価が低いからいいということは、それは考える人の大きな思い上がりなはずで、全員正職員でやってペイするような、やっぱりそういった介護報酬であるべきだと。そうすると、介護保険そのものが上がるんだよって脅し来るんだけれども、それとこれとは話が違うことで、みんな生活しなきゃいけないので、ちゃんとした給料をもらって、施設はちゃんとした運営ができるというのが正規の考え方だと思うので、まあ、職員でそれ以上のことは答えられないのは分かっているんだけれども、どういうふうにすればいいのか、もしあれば教えてください。

- 〇委員長(杉浦謙一君) 病院事務長。
- **〇国民健康保険病院事務長(吉名正彦君)** 大変、ご意見いただきまして、ありがとうございます。

やはり、介護報酬は頭打ちといいますか、決まっております。それで、病院とか、これからの審議いただく訪問看護業務は医療保険がございますので、やっぱり職員が頑張ってその辺を、収益を上げるということができます。ということは、企業会計としてはぴったり合うのかなと。ただし、老健は幾ら頑張っても、委員さんおっしゃるとおり、介護報酬って決まっております。ですから、ある程度皆さんどこの老健も、例えば95%ぐらいの入所率にしても本当にとんとんになるか、赤字かというような状況で、今綱渡り状況だと思っております。ですから、やはりその辺を、介護報酬に関して、私たち言うべきことではないと思うんですけれども、やはりもっと考えていただきたいというのが本音でございます。以上です。

○委員長(杉浦謙一君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長(杉浦謙一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○委員長(杉浦謙一君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第26号 令和4年度涌谷町老人保健施設事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長(杉浦謙一君) 起立全員であります。よって、議案第26号 令和4年度涌谷町老人保健施設事業会計 予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第27号の審査

○委員長(杉浦謙一君) これより、議案第27号 令和4年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算の審査を行います。

説明を求めます。総務管理課長。

○国民健康保険病院総務管理課長(阿部雅裕君) それでは、議案第27号 令和4年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算について説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

第2条、業務の予定量につきましては、年間利用者数を7,392人、1日平均利用者数を平日は30人、土曜日は 2人の予定とするものでございます。

第3条、収益的収支及び第4条の資本的支出につきましては、後ほど資料で説明をさせていただきます。

第5条につきましては、流用制限の条項でございます。

それでは、会議資料2の22ページをお開き願います。

1の業務予定量につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。

23ページをご覧ください。

収益的収入及び支出でございますが、1款1項訪問看護サービス事業収益につきましては、サービス提供日、平日243日、1日平均30名を見込み、土曜日は51日、1日平均2名を見込み、療養収益、利用収益をそれぞれ予算措置いたしております。訪問看護ステーションは、これまで同様、地域包括ケアシステムにおいて在宅など住み慣れた地域の中で、利用者様、ご家族様の生活を支えるため、在宅医療・在宅介護の充実に向け、病院を退院する前から相談カンファレンスに参加し、訪問看護・訪問リハビリが円滑にできますよう、利用者様の生活に沿ったケアに努めるものでございます。また、安心して地域で暮らしていけるための対応として、緊急時のために24時間体制を確保いたします。

2 款訪問看護事業費用といたしましては、主に人件費でございます。令和4年度予算につきましては、看護師 4名、作業療法士・理学療法士3名、事務職員1名、合計8名体制とする予定でございます。

まず、収益的収入でございますが、1 款 1 項 1 目訪問看護サービス療養収益につきましては237 万7,000円増の5,858 万5,000円、2 目訪問看護サービス利用収益につきましては23 万3,000円増の737 万9,000円をそれぞれ見込み、事業収益総額として261 万円増の6,596 万6,000円を措置しております。

続いて、事業費用でございますが、人件費であります1目給与費は、対前年度比118万円減額の5,256万3,000 円でございます。

2目材料費につきましては、感染対策のための材料費として、看護用の手袋、マスクを購入するため、前年度 の同額を措置しております。

3目経費につきましては、前年度と同規模で、対前年対比2万7,000円増の492万7,000円を措置するものでございます。

4目減価償却につきましては、訪問車両となります。

事業費用総額は、対前年度比127万4,000円減の5,890万8,000円で、3条予算に係る当年度損益といたしましては705万8,000円の黒字で、減価償却を除いた現金収支といたしましては756万4,000円の黒字とするものでございます。

続いて、4 款資本的支出につきましては、出資金として1,170万2,000円を老人保健施設事業会計へ出資する ものでございます。これは、財政再建計画に基づく措置でございます。

以上で説明を終わります。

〇委員長(杉浦謙一君) これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長(杉浦謙一君) これにて質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。 [「なし」と言う人あり]

○委員長(杉浦謙一君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第27号 令和4年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長(杉浦謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第27号 令和4年度涌谷町訪問看護ステーション 事業会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎委員長報告の作成について

○委員長(杉浦謙一君) 以上で、予算審査特別委員会に付託されました議案第19号 令和4年度涌谷町一般会計予算から、議案第27号 令和4年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算までの9件の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇委員長(杉浦謙一君) 異議なしと認めます。よって、委員長一任と決しました。

◎閉会について

○委員長(杉浦謙一君) 以上をもちまして、予算審査特別委員会を終了したいと思います。

閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

委員各位、そして参与の皆様のご協力によりまして、無事大任を果たすことができました。厚く御礼を申し上 げます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○委員長(杉浦謙一君) 以上をもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

本日はこれで終了いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後2時40分